富山高岡広域都市計画地区計画の決定
（富山市決定）

呉羽駅北西地区　地区計画

計　画　書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画　呉羽駅北西地区　地区計画を次のように決定する。

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td>呉羽駅北西地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td>富山市高木字中作及び高木西の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td>約７．６ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>当地区は、富山市の中心部から西へ約５．６ｋｍの市街化区域に位置し、あいの風とやま鉄道の呉羽駅の徒歩圏に位置する公共交通の利便性の高い地区である。地区内には既に事務所や工場などが連なっており、呉羽駅北口が位置する地区東側の隣接地は第一種住居地域に指定され、住宅を主体とした土地利用が進んでいる。
このことから、本計画を定めることにより、既存の事務所や工場の維持や発展に資する土地利用を推奨するとともに、隣接する住宅を主体とした土地利用と調和した街区形成を目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区域の整備・開発及び保全に関する方針</td><td>土地利用の方針</td><td>既存の事務所や工場の営業環境の維持や発展に資する土地利用を進めながら、隣接する住宅を主体とした土地利用の環境を悪化させない街区形成を図る。</td></tr>
<tr><td>地区施設の整備方針</td><td>地区内の土地利用の整序が図られるよう､道路の適正な配置に努める。</td></tr>
</table>

地区整備計画

<table>
<tr><td>建築物等に関する事項</td><td>建築物の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物は、建築してはならない。

（１）　建築基準法 別表第２（に）欄 第三号、第四号及び第六号に掲げるもの
（２）　建築基準法 別表第２（ほ）欄 第二号及び第三号に掲げるもの
（３）　建築基準法 別表第２（へ）欄 第三号に掲げるもの
（４）　建築基準法 別表第２（り）欄 第二号に掲げるもの</td></tr>
</table>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

既存の事務所や工場の維持や発展に資する土地利用を推奨するとともに、隣接する住宅を主体とした土地利用との調和を図るため。

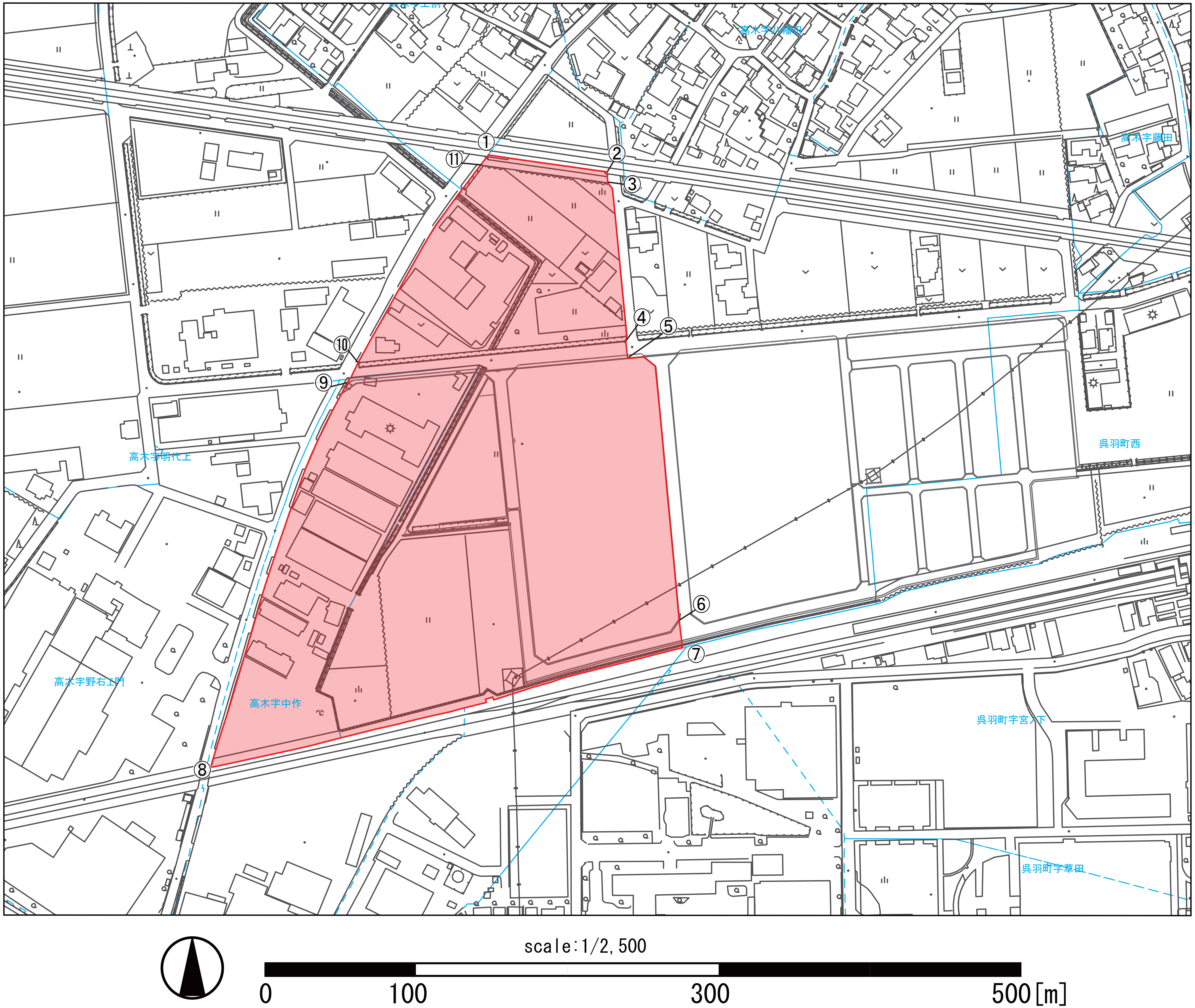

計画図

地区名：呉羽駅北西地区
面　積：約7.6ha

整理番号	地区名：呉羽駅北西地区
	地区計画
①－②	鉄道界
②－③	測量界
③－④	道路界
④－⑤	測量界
⑤－⑥	道路界
⑥－⑦	測量界
⑦－⑧	鉄道界
⑧－⑨	道路界
⑨－⑩	測量界
⑩－⑪	道路界
⑪－①	測量界

※ 整理番号については、北から時計まわりで付している。

地区計画区域

大字界

小字界